

30林整計第1053号
平成31年3月29日

全日本木材市場連盟 会長 殿

林野庁林政部
経営課長
木材産業課長
木材利用課長
森林整備部
計画課長
整備課長

森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止に向けた取組について（依頼）

森林法等森林・林業関係法令の適正な運用につきまして、日頃から格別のご協力をいただき誠に有り難うございます。

さて、過日、宮崎県において、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を偽造し業者に伐採させたとして有印私文書偽造・同行使と森林法違反（森林窃盗）で有罪判決が出されたこと等を踏まえ、都道府県等に対し、伐採及び伐採後の造林の届出制度の適切な運用等を依頼し、貴会に対しても「森林窃盗事案発生の未然防止に向けた取組について（依頼）」（平成30年4月19日付け30林整計第53号 林野庁森林整備部計画課長通知）により、合法性証明の徹底、出所不明な木材の取扱を行わないことに加え、地域において関係機関等から巡回パトロールの実施など連携した取組について協力いただけるようお願いし、ご対応いただいたところです。

しかしながら、依然として森林所有者に無断で立木が伐採され、被害届が提出される事案が引き続き発生していることから、伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用改善や優良業者の育成、悪質業者の排除など、無断伐採対策の強化を図ることとし、都道府県に対しても、これに基づき適切に対処するよう依頼することとしました。

つきましては、貴会におかれでは、森林窃盗事案発生の未然防止を図る観点から、引き続き、地域における関係機関等との連携した取組等について、これらの対策の強化を踏まえて御協力をいただけるよう、傘下会員等への周知方宜しくお願いいたします。

なお、このことについて、林野庁から警察庁へ協力を依頼しておりますので申し添えます。

（別添資料）

- 1 森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止対策の強化等について（平成31年3月27日付け30林整計第1050号 都道府県知事あて林野庁長官通知）
- 2 森林窃盗事案発生の未然防止に向けた取組について（平成31年3月29日付け30林整計第1053号 警察庁生活安全局生活経済対策管理官あて林野庁森林整備部計画課長通知）

(資料1)

30林整計第1050号
平成31年3月27日

各都道府県知事 殿

林野庁長官

森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止対策の強化等について

森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止については、「森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止について」（平成30年4月19日付け30林整計第53号林野庁計画課長通知。以下「無断伐採等防止通知」という。）により、伐採及び伐採後の造林の届出制度（以下「届出制度」という。）の適切な運用をお願いしているところであるが、通知発出以降も、依然として、森林所有者等に無断で立木が伐採される事案が発生している。

このため、下記のとおり、無断伐採等への対策強化に向けた関係通知の改正等を行ったところであり、適切に対処いただくとともに、市町村への助言、指導をお願いする。

また、貴管内の市町村その他関係者への周知をお願いする。

記

1 基本的な考え方

人工林資源が成熟しつつある中、国土保全等の森林の多面的機能を維持向上させつつ、資源を循環的に利用していくためには、森林の整備・保全を適切に行うことはもとより、林業の担い手となる効率的かつ安定的な林業経営体を育成し、持続的な森林経営を確立していくことが重要である。

このため、届出制度の適切な運用のみならず、法令や行動規範等に基づき適切な森林施業を行うことのできる林業経営体の育成と、無断伐採等を行った者への指導等を徹底するとともに、現場における適切な伐採作業や更新確保のための連携等の促進を図ることとする。

2 届出制度の適切な運用

(1) 無断伐採等防止通知に基づく取組の徹底

森林窃盗、無断伐採事案の未然防止を図るため、届出制度の周知、届出書の内容確認の徹底など制度の適切な運用、警察など関係機関と連携した取組等について、無断伐採等防止通知に基づき適切な取組を行うよう依頼したところであり、引き続き、その徹底に努めること。

(2) 届出書の確認及び適合の通知等

無断伐採等防止通知において、森林所有者等からの届出書の提出に際し、届出者が真に森林所有者等であることを確認するよう依頼したところであるが、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について」（昭和49年10月31日付け49林野計第479号林野庁長官通知）、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用上の留意事項について」（平成24年3月28日付け23林整計第354号林野庁計画課長通知）、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」（平成20年11月4日付け20林整計第105号林野庁計画課長通知）を別紙1～別紙3のとおり改正し、届出書の添付書類として、森林所有者が確認できる書類等を求めるとともに、地域における不適切な事案の発生状況等に応じて、全ての届出について適合通知書又は確認通知書の通知を行うよう定めたところであり、届出書の提出があった場合は、適切に対処すること。

(3) 無届伐採、誤伐等の無断伐採を行った者への適切な対応

届出制度においては、無届伐採が行われた場合、市町村の長は中止命令や造林命令を行うことができることとなっており、引き続き、これら措置を含めた届出制度の適切な運用を図ること。

一方で、届出書を提出したうえで、当該届出区域に隣接する森林まで伐採を行う事案も発生していることから、このような事案が発生した場合にあっては、伐採を行った者に対し、届出の提出に当たり、当分の間、隣接する森林の所有者と境界確認を行った旨を証明する書類の提出を求めるなどにより、再発防止に向けた対応を適切に行うこと。

3 効率的かつ安定的な林業経営体等による適切な森林施業の推進

(1) 伐採・造林に係る法令遵守、行動規範の策定の推進

適切な森林施業を推進するためには、効率的かつ安定的な林業経営体の育成が不可欠であり、特に、主伐後の再造林の確保、林業経営体による伐採・造林に関する行動規範の策定、コンプライアンスの確保等を図ることは、森林経営の継続性を確保するためには重要である。

このため、これら事項に関し、別紙4のとおり「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知。以下「経営体育成通知」という。）において林業経営体が取り組むべき事項として、別紙5のとおり「森林経営管理法の運用について」（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知。以下「運用通知」という。）において民間事業者が「森林経営管理法」（平成30年法律第35号）第36条第2項に適合するか否かを判断する基準として、それぞれ定めたところであり、都道府県における判断基準の策定、林業経営体の選定及び民間事業者の公募・公表にあたっては、適切に対処すること。

(2) 選定・公表を行った林業経営体等の取扱い

都道府県は、経営体育成通知に基づき選定を行った林業経営体、森林経営管理法に基づき公表を行った民間事業者については、その取組状況を定期的に把握し、選定・公表

後に、要件に適合しなくなったと認められる場合は、経営体育成通知及び運用通知の規定に基づき、当該者についての公表を取りやめるとともに、その名称及び公表を取りやめる理由を明らかとする等の措置を講ずること。

(3) 伐採現場における適切な伐採の促進

無断伐採等防止通知において、都道府県や市町村、森林所有者、森林・林業関係者、警察等が連携して行う伐採現場の巡回パトロールなどの取組を行うよう、依頼したところであるが、それら取組の効果を高め、伐採現場における適正な伐採を促進するため、1の（2）による適合通知書又は確認通知の現場掲示、各地で取り組まれている伐採届出旗の現場掲示など、市町村の状況にあった取組の強化に努めること。

(4) 補助事業等の適正な執行の確保

農林水産大臣は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年4月30日付け農林省令第18号）、当該補助金等の交付要綱等の定めるところにより、補助事業者等が、補助金等の交付の決定に付した条件等に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとされているところであるが、補助事業等の適正な執行を確保するとともに、補助事業等に対する国民の理解を得るために、平成30年度2次補正予算の成立に合わせて、別紙6のとおり「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金等交付要綱」（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）を、別紙7のとおり「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金等交付要綱第26に定める基金活用事業の実施に当たっての条件等について」（平成28年1月20日付け27林整計第240号林野庁長官通知）を改正したところである。

これら通知において、都道府県等が事業実施主体に補助金等の交付決定をする際に、①事業実施主体は、補助金等により取得した財産を使用し、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切と判断される行為を行ってはならないこと、②事業実施主体は、補助金等の申請に当たって、当該行為を行わない旨を約す誓約書を提出しなければならないこと、を条件として付さなければならぬとしたところであり、これらの条件に反する行為があった場合には、当該行為を行った事業実施主体に係る補助金等の交付決定の取消等を行うなど適切に対処すること。

なお、都道府県等が補助金等の交付決定の取消等を行う場合には、別紙8の補助金適正化法及び別紙9の「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）の規定に準じて、当該取消等の通知に、その理由を記載するとともに、一定の期間を取り、相手方に、当該取消等に係る意見を述べる機会を与えるものとすること。

また、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金についても、平成31年度当初予算の成立後、速やかに同様の改正を行うこととしていることを念のため申し添える。

4 適切な伐採及び更新確保のための関係者の連携促進等

(1) 伐採事業者と造林事業者の連携促進

主伐後に再造林等による適切な更新を図るために、森林所有者等、伐採事業者、造林事業者が、更新確保の重要性等の認識を共有するとともに、相互に連携して主伐から造林までを計画し、これを行っていくことが重要であることから、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁整備課長通知）を参考に、都道府県や市町村、林業関係団体等においては、伐採及び造林に係るガイドラインや行動規範等の策定、それに基づく取組を推進すること。

(2) 森林整備事業等の活用

再造林の実施にあたっては、伐採及び造林の一貫作業等によりコストの縮減に努めるとともに、森林所有者等による造林経費の負担を考慮しつつ、森林整備事業における人工造林、林業・木材産業成長産業化促進対策における資源高度利用型施設等を活用するなどして、効果的かつ効率的な事業実施に努めること。

5 合法伐採木材等の流通及び利用の促進

合法伐採木材等の流通及び利用の促進、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく取組を推進しているところであるが、無断伐採事案が発生していること等を踏まえ、別紙10のとおり、木材関係団体に対して、クリーンウッド法に基づく取組の強化、木材関連事業者の登録促進、協議会等を通じた地域全体での合法伐採木材等の流通及び利用の促進に取り組むことを要請したところである。

あわせて、クリーンウッド法の合法性確認等に取り組む際に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成27年法律第66号）に基づく政府調達のための「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を活用して実施する場合には、合法性証明の信頼性確保及び合法木材供給事業者認定の適正な実施を要請したところである。

都道府県等におかれでは、以上を踏まえ、当該団体等と連携した取組をお願いする。